

主要な電波法改正（年次順）

条	項	条文見出（の概要）	改正（追加）事項	改正年/法律番号
103 の 2	*	電波利用料の徴収等	電波監視等、総合無線局ファイルの作成・管理費用に支出するため利用料制度を新設	1992/74
103 の 3	1、2		電波利用料収入の特定財源化を規定	
103 の 2	*	電波利用料の徴収等	無線設備にかかる試験・分析業務を徴収目的に加える	1996/70
27 の 2 ~ 27 の 11	*	特定無線局・包括免許	特定無線局制度・包括免許制度を新設	1997/47
103 の 2	*	電波利用料の徴収等	包括免許の場合の徴収（移動電話等各局分を 540 円に減額）区分 2 以下も減額	
20	2、3	免許の承継	法人合併に加え分割・譲渡の場合の免許承継を容認	2000/109
26	1、2	周波数の割当計画	周波数割当計画の新設と同内容の公示	
27 の 12 ~ 27 の 17	*	特定基地局	特定基地局（セル型基地局）開設指針制度を新設	
71 の 2	*	特定周波数変更・終了対策業務	特定周波数変更対策業務を新設	2001/48
103 の 2	*	電波利用料の徴収等	1 項を分割・整理し、1、2 項とする。特定周波数変更対策業務を徴収目的に加える	
25	1-3	無線局の公示	無線局免許内容の公示強化（インターネット公表、混信情報の提供）	2002/38
26 の 2		電波の利用状況の調査等	電波利用状況調査・評価制度を新設	
103 の 2	*	電波利用料の徴収等	周波数割当変更の場合の特例を新設	
25	1-3	無線局の公示	無線局登録内容の公示、輻輳情報の提供を加える	2004/47 の 2 条

27 の 18 ~ 27 の 34	*	登録	無線局登録・同包括登録制度を新設	
71 の 2	*	特定周波数変更・終了対策業務	特定周波数終了対策業務（周波数指定の変更・終了にともなう費用補償のための給付金の支給）を追加	2004/47 の 1 条、2 条
76 の 2 の 2		登録の制限	電波混雑の場合に登録局を制限する権限を導入	2004/47 の 2 条
76 の 3		無線免許の変更・取消	利用状況評価に基き免許を変更・取消す権限を導入	2004/47 の 1 条、2 条
103 の 2	*	電波利用料の徴収等	特定周波数終了対策業務を徴収目的に加える。包括登録人の場合の徴収を規定	2004/47 の 1 条、2 条

注：* は項番号の記載を省略したことを示す。